

災害復旧工事における現場代理人の常駐義務緩和措置について

鬼北町では、平成30年7月豪雨等により被災した地域の早期復旧を図るため、平成30年11月1日から当面の間、現場代理人の常駐義務及び主任技術者の専任について、緩和措置を図ることとしました。

1 現場代理人の常駐緩和

鬼北町建設工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、下記の要件を全て満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認めるものとする。

(1) 兼任要件

- ① 兼任する工事のいずれかが災害復旧工事であること
- ② 兼任する工事が5件以内であり、このうち災害復旧工事等に該当しない工事が3件以内であること。
- ③ 兼任する工事の現場間が60分以内に移動できる距離にあること。
- ④ 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保でき、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること。
- ⑤ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼務不可となっていない工事であること。
- ⑥ 低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査の対象となった工事でないこと。

(2) 手続き

現場代理人を兼任する場合には、契約時に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者等について（通知）」と同時に「現場代理人の兼任について（様式1）」を提出すること。ただし、町以外の工事と兼任する場合は、町以外の工事の発注者も現場代理人の兼任を認めている必要がある。

(3) 注意事項

- ① 上記要件を満たしている場合でも、発注者が現場の施工条件等を考慮し、兼務することが適当でないと判断される場合は兼任を認めない場合がある。
- ② 兼任を認めた工事において、作業事故又は苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と発注者が判断したときは、兼任の解除を命じることとする。この場合、受注者は常駐することができる別の現場代理人を速やかに配置すること。なお、配置できない場合は、鬼北町建設工事指名停止処分要綱に基づく指名停止処分を行う場合がある。
- ③ 特例措置を適用し、現場代理人の兼任を行った後、災害復旧工事等の完了により特例措置の要件を満たさなくなった場合においては、特例措置の要件を満たさなくなった時点で兼任していた工事が完了するまでの期間に限り引き続き兼任することを認める。
- ④ 安全管理・工程管理等について、より一層の配慮を行うこと。

(4) 適用時期

平成30年11月1日以降に公告等を行う災害復旧工事等に適用する。ただし、適用日より以前に契約を締結した工事と適用日以降に公告等を行った工事を兼任する場合も認めるものとする。

平成 年 月 日

鬼北町長

様

(請負業者名)

商号又は名称

代 表 者

印

現場代理人の兼任について (申請)

下記のとおり現場代理人の兼任について申請します。

記

1 配置予定の現場代理人

工 事 番 号		請負金額	
工 事 名			
現 場 代 理 人 氏 名		連 絡 先	
施 工 箇 所			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工 事 概 要			

2 兼任予定の工事の状況

工 事 番 号		請負金額	
工 事 名			
施 工 箇 所			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工 事 概 要			
移 動 距 離 及 び 時 間			

※ 兼任予定の工事が複数ある場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に当該事項を記載すること。

現場代理人の兼任を承認する。

平成 年 月 日

鬼北町長

印

(別紙)

(兼任を希望する工事毎に2部提出)

兼任予定の工事の状況

No 1

工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工事概要			
移動距離及び時間			

No 2

工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工事概要			
移動距離及び時間			

No 3

工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工事概要			
移動距離及び時間			

No 4

工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工事概要			
移動距離及び時間			

No 5

工事番号		請負金額	
工事名			
施工箇所			
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
工事概要			
移動距離及び時間			

2 主任技術者の専任に係る取扱いについて

請負代金額3,500万円以上（建築一式工事7,000万円以上）の建設工事に配置される主任技術者の専任について、下記の要件を全て満たす場合は兼任を認めるものとする。

(1) 兼任要件

- ① 兼任する工事のいずれかが災害復旧工事であること。
- ② 兼任する工事が3件以内で、工事現場相互の間隔が直線距離で10km以内の距離であること。
- ③ 兼任する工事が監理技術者の配置が必要でないこと。
- ④ あらかじめ入札公告、仕様書等により兼務不可となっていない工事であること。
- ⑤ 低入札価格調査制度対象工事において、低入札調査の対象となった工事でないこと。

(2) 手続き

主任技術者の兼任配置をする場合は、事前に「主任技術者の兼任について（様式2）」を提出し、兼任の承認を得ること。ただし、鬼北町発注以外の工事と兼任する場合には、当該発注機関の承諾を得た上で提出すること。

(3) 注意事項

現場代理人の常駐緩和に準じる。

(4) 適用時期

現場代理人の常駐緩和に準じる。

鬼北町長

様

(請負業者名)
商号又は名称
代 表 者

印

主任技術者の兼任について (申請)

下記のとおり主任技術者の兼任について申請します。

主任技術者			連絡先	
保有する資格等				
工事場所間の距離	k m	工事場所間の移動時間	分	
先行工事1	発注機関		監督員	
	工事名			
	施工個所			
	請負金額			
	工期			
先行工事2	発注機関		監督員	
	工事名			
	施工個所			
	請負金額			
	工期			
兼任工事	発注機関		監督員	
	工事名			
	施工個所			
	請負金額			
	工期			

注1) 位置図を添付すること

主任技術者の兼任を承認する。

平成 年 月 日

鬼北町長

印